

答 申 第 16 号
平成 21 年 3 月 27 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 3 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成 21 年 3 月 11 日 第 10 回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	妊産婦の保健（妊婦一般健康診査の拡充）に伴い、死亡届、死胎火葬埋葬申請書等の情報を利用する件
審 査 会 の 意 見	<p>1．個人情報の目的外利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。</p> <p>ただし、目的外利用を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、目的外利用をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が入部で利用されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>2．1の個人情報を目的外利用した場合の本人への通知は要しないものと認める。</p>
審 査 内 容	<p>妊婦一般健康診査の公費負担回数の拡充に伴う、当該検査受診票の既交付者に対する追加分の受診票の送付に当たり、妊婦又は胎児が死亡した場合への配慮として、受診票の送付を差し控えようとすることは、適正な判断といえる。そのためのそれら死亡等に関する情報を利用することについては合理性が認められ、目的外利用に関する制限の原則の適用を除外することについて相当な理由があるといえる。また、当該事務取り扱いにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
審 査 日	平成21年3月11日（水）
個人情報取扱事務 の 名 称	妊産婦の保健（妊婦一般健康診査の拡充）に関する事務
利 用 す る 個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、家族構成、妊婦自身の死亡届、死胎火葬埋葬申請書
事 務 の 目 的	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査に必要な経費を公費負担することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。
所管課（室）等	保健部 健康推進課 環境部 環境課